特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杵築市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県杵築市長

公表日

令和7年1月27日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき杵築市内に居住する65歳以上の者を第1号被保険者、40歳以上65歳未満で介護支援等が必要になった者を第2号被保険者とし、介護保険に係る事務を行う。 介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、介護保険に関する事務を行うにあたり、次の事務で特定個人情報を取り扱う。 具体的な事務・資格管理に関する事務・介護認定に関する事務・ ・介護認定に関する事務・ ・介護保険料賦課に関する事務・ ・介護保険料賦課に関する事務
③システムの名称	Acrocity介護保険 MICJET番号連携サーバー 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル:	名 2
(1)介護保険情報ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の100の項
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の 2,3,6,7,11,15,27,38,42,56,65,69,70,80,83,86,87,108,115,116,125,128,132,137,144,145,158,161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131,132の項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	医療介護連携課 税務課
②所属長の役職名	医療介護連携課長 税務課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
請求先	総務課 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1 TeL0978-62-1801
8. 特定個人情報ファイルの	D取扱いに関する問合せ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
連絡先	医療介護連携課 〒879-1307 大分県杵築市山香町大字野原1010番地2 Tel0977-75-2404
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	令和6年10月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書] つては、それぞれ	重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及	び全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	Е	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託		[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	を (委託や情報	最提供ネットワー	-クシステムを通	じた提供を除く。) []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続	ı]接続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	-	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	の取得や収入の登録の際に、 うことを厳守している。また、 は、施錠できる書棚等に保管	、住基ネット照 人為的ミスが することを徹	「一登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、要介護認定 景会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行 発生するリスクに対し、特定個人情報を含む書類やUSBメモリ 底している。 ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。				

9. 監	査					
実施の	D有無	[O]	自己点検	[O]	内部監査	[] 外部監査
10. 初	従業者に対する教育・ i	啓発				
従業者	皆に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 🖠	長も優先度が高いと考	えられる	対策		[]全	項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優る対策	₹先度が高いと考えられ	<選択形 1) E 2) E 3) A 4) 5 5) 7 6) 个 7) 个	支> 目的外の入手が行わ 目的を超えた紐付け、 権限のない者によって 委託先における不正で を正な提供・移転が行 青報提供ネットワーク	れるリスク、 、事務に必要 て不正に使りな使用等の うわれるリステムを システムを い・滅失・野	への対策 要のない情報 明されるリス・ リスクへの対 スクへの対策 通じて不正な 通じて不正な	対策 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) トの入手が行われるリスクへの対策 は提供が行われるリスクへの対策
当該対	対策は十分か【再掲】	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	制限を実おり、担これらの	『施している。また、各 当していない業務に関	ト職員が閲覧 関する特定作 とから、目的	覧等できる特 個人情報を約)を超えた紐(要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス 定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限して 計付けられることはない。 付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われ

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月20日	I -4-2	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61,62、80、87、90、94、95、117の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第2条、第32条、第3条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第4条、第47条【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二93、94の項・別表第二主務省令第46条、第47条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61,62、80、87、90、94、95、117の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第2条、第3条、第6条、第7条、第10条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二93、94の項・別表第二主務省令第46条、第47条	事後	
平成29年7月20日	I -5-2	市民課長	市民課長 河野 雄二郎	事後	
平成29年7月20日	I -8	市民課 〒873-0001 大分県杵築市大字 杵築377番地1 TEL0978-62-1806	市民課 〒879-1307 大分県杵築市山香町大字野原1010番地2 Tel0977-75-2404	事後	
平成29年7月20日	Ⅱ -1	平成27年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年7月20日	Ⅱ-2	平成27年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年10月10日	I -5-①	市民課	市民課 税務課	事後	
平成29年10月10日	I -5-2	市民課長 河野 雄二郎	市民課長 河野 雄二郎 税務課長 篠田 邦昭	事後	
平成30年9月27日	I -@	以上の者を第1号被保険者、40歳以上65歳未満で介護支援等が必要になった者を第2号被保険者とし、介護保険に係る事務を行う。介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、介護保険に関する事務を行うにあたり、次	介護保険法に基づき杵築市内に居住する65歳以上の者を第1号被保険者、40歳以上65歳未満で介護支援等が必要になった者を第2号被保険者とし、介護保険に係る事務を行う。介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、介護保険に関する事務を行うにあたり、次の事務で特定個人情報を取り扱う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月27日	I -4-②	3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の 2、58、61,62、80、87、90、94、95、117 の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(別表 第二主務省令)(平成26年内閣府・総務省令第 7号)第2条、第3条、第6条、第7条、第10 条、第19条、第25条、第30条、第32条、第3 3条、第43条、第44条、第47条、第55条	の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条、第55条	事後	
平成30年9月27日	Ⅱ -1	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年9月27日	I -8		医療介護連携課 〒879-1307 大分県杵 築市山香町大字野原1010番地2 Tel0977 -75-2404	事後	
平成30年9月27日	II -2	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年9月27日	I -5-①	市民課 税務課	医療介護連携課 税務課	事後	
平成30年9月27日	I -5-②	市民課長 河野 雄二郎 税務課長 篠田 邦昭	医療介護連携課長 税務課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I -4-②	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61,62、80、87、90、94、95、108の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第6条、第7条、第10条、第19条、第2条、第3条、第6条、第7条、第25条、第30条、第44条、第46条、第47条、第55条	9、42、43、56の2、58、61,62、80、81、8 7、90、94、95、97、108、109、119の項 ·行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(別表 第二主務省令)(平成26年内閣府・総務省令第 7号)第1条、第2条、第3条、第5条、第6条、第 7条、第10条、第12条の3、第15条、第19 条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25 条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33 条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、 第47条、第49条、第55条、第55条の2、第5 9条の3	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ -1	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月26日	II -2	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月26日	IV	_	新様式による追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月6日	_	3、4、3、6、8、11、17、22、26、30、33、3 9、42、43、56の2、58、61,62、80、81、8 7、90、94、95、97、108、109、119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省で定める事務及び情報を定める命令(別表 第二主務省令)(平成26年内閣府・総務省令第 7号)第1条、第2条、第3条、第5条、第6条、第 7条、第10条、第12条の3、第15条、第19 条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25 条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33 条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、 第47条、第49条、第55条、第55条の2、第5 9条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二93、94の	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、3 9、42、43、56の2、58、61、62、80、81、8 7、88、90、94、95、97、108、109、117、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の93、94の項 ・別表第二主務省令第46条、第47条	事後	
令和1年12月6日	Ⅱ -1	平成31年4月1日	令和1年10月1日	事後	
令和1年12月6日	II -2	平成31年4月1日	令和1年10月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月17日	I -4-2	・番号法第19条第7号及び別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61,62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3【情報照会の根拠】・番号法第19条第7号及び別表第二93、94の	3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、3 9、42、43、56の2、58、61、62、80、81、8 7、90、94、95、97、108、109、117、120 の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(別表 第二主務省令)(平成26年内閣府・総務省令第 7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第 6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、 第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、 第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、	事後	
令和2年11月17日	Ⅱ -1	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年11月17日	II -2	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年11月17日	IA-8	[O]自己点検 [O]内部監査 [O]外部監査	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月26日	I -4-2	・番号法第19条第7号及び別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別第二主務省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3【情報照会の根拠】	3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、3 9、42、43、56の2、58、61、62、80、81、8 7、88、90、94、95、97、108、109、117、120の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43	事後	
令和3年11月26日	Ⅱ -1	令和2年10月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年11月26日	Ⅱ-2	令和2年10月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月1日	I -4-②	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第33条、第43条、第43条の2、第44条の2、第44条の2、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二の93、94の項・別表第二主務省令第46条、第47条	3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、3 9、42、43、56の2、58、61、62、80、81、8 7、90、94、95、97、108、109、117、120 の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(別表 第二主務省令)(平成26年内閣府・総務省令第 7号)第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第 10条、第12条の3、第15条、第19条、第22 条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第 30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第 43条、第43条の2、第44条、第44条の4、第	事後	
令和4年11月1日	Ⅱ -1	令和3年10月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	
令和4年11月1日	II -2	令和3年10月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	
令和4年11月1日	W-8	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査	[O]自己点検 [O]内部監査 [O]外部監査	事後	
令和5年11月15日	II — 1	令和4年10月1日時点	令和5年10月1日時点	事後	
令和5年11月15日	Ⅱ-2	令和4年10月1日時点	令和5年10月1日時点	事後	
令和5年11月15日	IV-8	[O]自己点検 [O]内部監査 [O]外部監査	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査	事後	
令和5年11月15日	Ⅱ -1	令和4年10月1日時点	令和5年10月1日時点	事後	
令和5年11月15日	II-2	令和4年10月1日時点	令和5年10月1日時点	事後	
令和7年1月27日	I -3	番号法第9条第1項、別表第一の68の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(別表第一主務 省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第5 0条	番号法第9条第1項及び別表の100の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	I -4-②	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の2、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3【情報照会の根拠】・番号法第19条第8号及び別表第二の93、94の項・別表第二主務省令第46条、第47条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の 表の 2,3,6,7,11,15,27,38,42,56,65,69,70,80,83,86,87,10 8,115,116,125,128,132,137,144,145,158,161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131,132の項	事後	
令和7年1月27日	Ⅱ -1	令和5年10月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年1月27日	Ⅱ-2	令和5年10月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年1月27日	№—8		十分である	事後	
令和7年1月27日	Ⅳ—8 判断の根拠		マイナンハー利用事務にあけるマイナンハー会 録事務に係る横断的なガイドラインに従い、要 介護認定の取得や収入の登録の際に、住基 ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む 3情報による照会を行うことを厳守している。ま た、人為的ミスが発生するリスクに対し、特定個 人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる 書棚等に保管することを徹底している。 上記の対策を講じていることから、人為的ミスが 発生するリスクへの対策は「十分である」と考え られる。	事後	
令和7年1月27日	IV—11		2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	
令和7年1月27日	IV-11 当該対策は十分か 【再掲】		十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	Ⅳ—11 判断の根拠		杵築市番号連携サーバーシステムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。		